

令和7年 8月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日之影町長

市町村名 (市町村コード)	日之影町 (45442)	
地域名 (地域内農業集落名)	岩井川地区 (乙早栗洛、上砺の不栗洛、砺の不栗洛、松の不栗洛、上小原栗洛、古園栗洛、八人栗落、 大楠集落、岩井川中尾集落、小崎集落、追川上・中集落、追川下集落、矢形的集落、 大瀬集落 横泊集落 後梅集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、特定農山村地域(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、沖縄、奄美群島、小笠原諸島)に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の協力体制を整備し、農用地の保全や農業用施設の管理などの農業生産活動を継続することにより、野菜等栽培を維持していく。併せて新規作物として栗や甘藷を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地元農業者のニーズや地域の課題を踏まえ、用排水路や農道等の整備を行う必要があるため、国・県補助金の活用も検討しながら、基盤整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
国・県補助事業や町単独事業を活用することで農作業の省力化等を図りつつ、担い手や多様な経営体の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作者委託の活用方針
地域内外の担い手や日之影町担い手協議会へ農作業を委託し、農業の継続と農用地の維持管理に務める。また、円滑な農作業受委託のため、農地所有適格化法人等や日之影町担い手協議会の体制強化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害防止のため、農地全体について有害鳥獣被害防止施設の設置と適切な維持管理を行う。また、捕獲班とも協力し被害防止を図る。
- ③ドローンなど地域にあったスマート農業を活用し、農作業の省力化等を図る。
- ⑤栗等地域にあった果樹の新植や改植を進め、加工業者等との連携を検討する。
- ⑦農用地の保全管理や作業道等の維持管理などの作業を受委託する体制の整備強化を図る。